○国土交通省告示第六百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年六月三日

国土交通大臣　前原　誠司

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類

１　一般国道24号改築工事［京奈和自動車道「大和御所道路」（御所区間）］（奈良県橿原市観音寺町地内から御所市大字條地内まで）

２　一般国道24号改築工事（奈良県橿原市観音寺町地内から御所市大字條地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　奈良県橿原市観音寺町地内

奈良県御所市、御所市大字北十三、大字本馬、大字茅原、大字玉手、大字蛇穴、大字池之内及び大字條地内

２　使用の部分　奈良県橿原市観音寺町地内

奈良県御所市、御所市大字北十三、大字本馬、大字茅原、大字玉手、大字蛇穴、大字池之内及び大字條地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

申請に係る事業は、奈良県橿原市新堂町地内から五條市居傳町地内までの延長13.4㎞の区間（以下「自専道区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道24号改築工事［京奈和自動車道「大和御所道路（御所区間）］」（以下「自専道事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

自専道事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

申請に係る事業は、奈良県橿原市新堂町地内から御所市大字條地内までの延長6.9㎞の区間（以下「一般道区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道24号改築工事及びこれに伴う県道付替工事」（以下「一般道事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

一般道事業のうち、「一般国道24号改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、自専道事業及び一般道事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、自専道区間及び一般道区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

イ　第２の１に係る事業

一般国道24号（以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、奈良市、橿原市、御所市、五條市等を経て、和歌山市に至る近畿圏の観光都市を結ぶ主要幹線道路である。

本路線が通過する橿原市、御所市及び五條市等からなる奈良県中南部地域（以下「中南和地域」という。）は、桜の名所として知られ、平成16年に世界遺産に登録された吉野山、国指定の重要文化財である本殿を擁する橿原神宮、高松塚古墳や石舞台古墳をはじめとする飛鳥時代の宮殿、史跡等が発掘された明日香村等の観光及び文化資源を豊富に有する地域である。また、テクノパークなら、北宇智工業団地、御所工業団地といった地域産業及び地域経済の拠点が存するなど、奈良県の産業、経済及び文化の発展を支える重要な地域である。

しかしながら、中南和地域においては、主要幹線道路が本路線しかなく、各都市間の移動に多大な時間を要しており、自動車交通の高速化及び定時性の確保が強く求められているところである。

また、自専道区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は大半が幅員狭小の２車線の道路で、沿線には事業所、店舗、住宅等が連なっており、地域住民の日常的な通勤や店舗利用等を目的とした地域内交通と観光等を目的とした通過交通とがふくそうし、各所で慢性的な交通混雑が発生しているほか、交通事故も頻発するなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

平成17年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、奈良県御所市蛇穴地内で21,199台／日、五條市出屋敷町地内で16,939台／日、混雑度はそれぞれ1.64、1.22となっている。

自専道事業は、一般国道24号の自動車専用道路である「京奈和自動車道」の一部をなす道路を建設する事業であり、自専道事業の完成により、順次整備中である京奈和白動車道の他の区間を介して、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪自動車道）等と接続することになり、中南和地域において高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られることが認められる。また、現道が有する主要幹線道路としての機能を自専道区間が補完することから、一般道事業の完成とあいまって、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

ロ　第２の２に係る事業

一般道区間に対応する本路線（以下「御所現道」という。）は、御所市役所のほか、事業所、店舗、住宅等が連なり、さらに、バスターミナルを併設する近畿日本鉄道御所線の近鉄御所駅及び忍海駅並びにＪＲ和歌山線の御所駅等の周辺の市街地を通過し、多くの道路と交差していることから、慢性的な交通混雑が発生しており、その影響を受け、御所現道に平行する主要地方道御所香芝線等においても、交通混雑が発生している状況である。

平成17年度の道路交通センサスによると、御所現道の自動車交通量は、奈良県御所市蛇穴地内で21,199台／日、主要地方道御所香芝線の自動車交通量は奈良県葛城市南藤井地内で20,347台／日、混雑度はそれぞれ1.64、1.68となっている。

一般道事業の完成により、御所現道及び主要地方道御所香芝線等における自動車交通のうち地域内交通が一般道区間に分散されることから、自専道事業の完成とあいまって御所現道等の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

ハ　生活環境に及ぼす影響

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である奈良県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成３年６月に環境影響評価を実施している。その結果によると、騒音の評価項目について一部環境基準を超える値がみられるものの、遮音壁を設置するなどの適切な措置を講ずることにより、環境基準を達成すると評価されている。また、計画交通量の見直しや上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成21年６月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音の評価項目について、一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置するなどの適切な措置を講ずることにより、環境基準を達成するものと評価されていることから、起業者は本件事業の施行に当たり遮音壁の設置を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。